# 建設工事に係る一般競争入札事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山梨県電子入札システムにより県が発注する建設工事に係る一般競争入札(地方公共 団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用さ れる入札を除く。)に関して、必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 通常一般競争入札

入札前に競争参加資格審査を行い、資格確認通知を受けた者による入札の結果に基づき落札決定する 一般競争入札をいう。

(2) 一般競争入札 (事後審査型) 入札後において競争参加資格の確認を行い、落札決定する一般競争入札をいう。

(対象となる工事)

第3条 一般競争入札により実施する工事は、予定価格(消費税及び地方消費税を含む。)が1千万円以上の工事とする。

## (入札方式)

- 第4条 工事を発注する場合に適用する一般競争入札の方式は、次の各号に掲げる予定価格の区分に応じ、 原則として当該各号に定めるとおりとする。
  - (1) 予定価格が3億円以上の工事 通常一般競争入札
  - (2) 予定価格が3億円未満の工事 一般競争入札(事後審査型)
- 2 前項(2)の規定にかかわらず、3億円未満の工事においても技術的難易度が高く企業及び配置予定技 術者の実績を求める必要がある場合並びに特定建設工事共同企業体により工事を施工する場合に係る一 般競争入札の方式は、通常一般競争入札とする。

## (入札参加資格)

- 第5条 入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 山梨県における建設工事の競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
  - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当せず、かつ、同条 第2項の規定に基づき山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。
  - (3) 役員等(入札に参加する者が個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。) が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。) 又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
  - (4) 入札に参加する者が特定建設工事共同企業体である場合は、山梨県共同企業体取扱要綱(昭和63年4月1日施行)第3章に定める共同企業体であること。
  - (5) 公告の日の6月前の日から契約を締結する日までの間に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこ

と。

- (6) 公告の日の2年前の日から契約を締結する日までの間に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされた者にあっては、当該手続開始の決定の後に山梨県建設工事等入札参加資格に係る再認定取扱要領(平成19年6月20日施行)により入札参加資格の再認定を受けた者であること。
- (8) 公告の日から契約を締結する日までの間に山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成 19年4月1日施行。以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けている日が含ま れている者でないこと。
- (9) 公告の日1月前以降に山梨県発注工事において55点未満の工事成績評定通知を受けていない者であること。ただし、55点未満のなかで工事成績採点考査項目の法令遵守における1~4に該当する指名停止措置による減点分を除いた点数が55点以上の者については、この限りでない。
- (10) 発注しようとする工事に係る設計業務等の受託者でないこと及び当該受託者と資本又は人事において 関連のある者でないこと。
- (11) 電子認証 (I Cカード) を取得していること。
- 2 前項に定めるもののほか、契約担当者は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を入札参加資格として定めることができるものとする。
- (1) 入札参加有資格者名簿における格付等級
- (2) 本店又は営業所の所在地に関すること。
- (3) 入札に付す工事と同種又は類似の工事の実績に関すること。
- (4) 入札に付す工事に配置する技術者の資格及び実績に関すること。
- (5) 経営事項審査の総合評定値又は入札参加有資格者名簿における総合数値
- (6) その他必要と認める事項

# (公告内容等の決定)

第6条 契約担当者は、各発注部局又は出先機関に設置する入札執行会議において、前条第2項に定める入札参加資格、公告の内容その他入札を執行する際の条件を決定するものとする。

## (入札の公告)

第7条 契約担当者は、入札の公告を山梨県公共事業ポータルサイト(以下「ポータルサイト」という。) に掲載するものとする。

#### (設計図書等)

- 第8条 契約担当者は、入札に参加するために必要な設計図書を公告の日から入札参加資格確認申請書の提出期限の日までポータルサイトに掲載するものとする。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって、県の行為を秘密にする必要があるものを除く。
- 2 入札参加希望者からの質問は、原則として設計図書の閲覧を開始した日の翌日から入札執行日の5日前の日まで、ポータルサイトにおいて受け付けものとする。
- 3 質問に対する回答は、原則として質問書の提出日の翌日から起算して2日後までに供覧を開始し、入札執行日 の前日までポータルサイトにおいて閲覧に供する。

## (現場説明会)

第9条 現場説明会は、原則としてこれを実施しないこととする。

#### (入札参加申請)

- 第10条 入札に参加しようとする者は、入札参加確認申請書その他必要な資料を公告で指定する期限までに電子 入札システムにより提出しなければならない。
- 2 前項の受付期間は、原則として入札公告の掲載を開始した日の翌日から起算して5日目の日から5日間とする。

#### (入札参加資格の確認)

- 第11条 契約担当者は、入札に参加しようとする全ての者の入札参加資格の有無について確認を行うものとする。ただし、総合評価落札方式(地方自治法施行令第167条の10の2第1項の規定により実施する入札の方式をいう。次項及び第19条第1項において同じ。)の場合を除き、一般競争入札(事後審査型)の方式により入札を実施する場合にあっては、入札参加資格の確認は、開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち最低の価格で入札した者から順に3番目の者まで行うものとする。
- 2 契約担当者は、前項の規定による確認の結果を電子入札システムにより申請者あて通知するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、一般競争入札(事後審査型)の方式により入札を実施する場合は、前項の規定による通知は行わない。
- 4 契約担当者は、入札参加資格が無いと認めた者に対しては、次の各号に掲げる入札の方式の区分に従い、それぞれ当該額号に定める方法により通知するものとする。この場合においては、契約担当者が定める期間内に入札参加資格が無いと認めた理由について詳細な説明を求めることができる旨を併せて通知するものとする。
- (1) 通常一般競争入札 第2項の規定による通知
- (2) 一般競争入札(事後審査型) ポータルサイトの「情報公開サービス」の「入札結果」への掲載

#### (苦情申立て)

第12条 前条第1項の確認により入札参加資格が無いと認められた者は、公共工事における入札・契約の 過程に係る苦情処理の手続に関する要領(平成13年10月15日施行)により、契約担当者に対して 入札参加資格が無いと認めた理由について詳細な説明を求めることができるものとする。

#### (工事費内訳書の提出)

第13条 入札参加者は、工事費内訳書を作成したうえで、これを入札書に添付しなければならない。

## (入札保証金及び契約保証金)

- 第14条 入札保証金は、山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「財務規則」という。) 第108条の規定によりこれを納付させなければならない。ただし、財務規則第108条の2に該当す る者にあってはこれを免除するものとする。
- 2 契約保証金は、財務規則第109条の規定に基づきこれを納付させなければならない。ただし、利付国 債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社(公共事業の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法 律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代え

ることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金は、これを免除するものとする。

#### (入札の無効)

- 第15条 公告に掲げた入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札、入札手続において必要とされた書類に重大な不備があると認められた者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 2 第11条第2項の規定により契約担当者から入札参加資格のあることを通知された者の行った入札であっても、当該通知から入札までの間に公告に掲げた入札参加資格の要件を満たさなくなった場合は、前項と同様とする。

## (契約の確定)

- 第16条 契約は、契約担当者と請負者の双方が契約書に記名押印したときに確定する。
- 2 落札者と決定された者が落札決定から契約締結までの間に対象工事の入札公告に掲げた入札参加資格を一つでも満たさなくなった場合は、契約はこれを締結しない。この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

## (県議会の議決に付すべき契約)

- 第17条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年山梨県条例第13号)の規定により議会の議決が必要な契約については、議会の議決を得ることを契約の成立の条件とする仮の契約(以下この条において「仮契約」という。)を締結するものとする。この場合においては、契約担当者は、仮契約を締結する旨及び山梨県議会の議決が得られたとき本契約として認められる旨を入札公告において明らかにするものとする。
- 2 前項の規定により仮契約を締結した場合において、当該仮契約の相手方(仮契約の相手方が共同企業体の場合にあっては、その構成員を含む。)が仮契約期間(仮契約の締結の日から山梨県議会の議決が得られる日までの期間をいう。)の間に当該仮契約の対象工事の入札公告に掲げる競争参加資格の要件(第5条(8)に規定する資格を除く。)を満たさなくなったとき、山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止措置(工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止措置であってその指名停止期間が2週間以下のものを除く。)を受けたとき又は建設業法に基づく営業停止処分を受けたときは、当該仮契約を解除し、本契約を締結しないものとする。この場合における損害賠償については、前条第2項後段と同様とする。

#### (その他の事項)

- 第18条 一般競争入札により契約する工事について、後日、当該一般競争入札により契約する工事と直接 関連する他の工事に係る請負契約を当該一般競争入札により契約する工事に係る請負契約の相手方と随 意契約により締結することが予想される場合においては、その旨を公告において明らかにしておくもの とする。
- 2 契約担当者は、建設業法施行令(昭和31年政令273号)第6条第1項第3号の規定に留意して見積期間を設定するものとする。この場合において当該見積期間には、山梨県の休日を定める条例(平成元年条例第6号)第1条に定める県の休日を原則として含めないものとする。
- 3 特定建設工事共同企業体が施工する工事であって、入札参加資格申請後に代表構成員以外の構成員が指

名停止措置要領に基づく指名停止を受けたときは、当該特定建設工事共同企業体は、被指名停止会社に 代わる構成員を補充したうえで新たに特定建設工事共同企業体を結成し、競争参加資格の確認申請を行 うことができるものとする。この場合において、契約担当者は、その旨を公告において明らかにするも のとする。

4 契約担当者は、談合の禁止並びに談合に対する契約解除及び違約金に関する定めをを公告において明らかにするものとする。

# (補則)

- 第19条 総合評価落札方式による工事については、この要領に定めるほか山梨県建設工事総合評価実施要領(平成19年4月1日施行)の定めるところによる。
- 2 その他この要領に定めがない事項については、山梨県電子入札運用基準(平成19年1月10日施行) 及び関係諸規程の定めるところによる。

#### 附則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

## 附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

# 附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成23年5月9日から施行する。

# 附則

この要領は、平成26年1月1日から施行する。

## 附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、令和元年12月13日から施行する。

#### 附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。